

令和4年度 あさぎり町議会第4回会議会議録（第7号）						
招集年月日	令和4年8月31日					
招集の場所	あさぎり町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	令和4年8月31日 午後1時41分			副議長	森岡 勉
	散会	令和4年8月31日 午後2時04分			副議長	森岡 勉
応（不応）招議員 及び出席並びに欠 席議員 出席 13名 欠席 1名 ○出席 △欠席 ×不応招	議席番 号	氏名	出欠等 の別	議席番 号	氏名	出欠等 の別
	1	小谷 節雄	○	8	山口 和幸	○
	2	岩本 恭典	○	9	永井 英治	○
	3	難波 文美	○	10	皆越 てる子	○
	4	加賀山 瑞津子	○	11	小見田 和行	○
	5	橋本 誠	○	12	溝口 峰男	○
	6	小出 高明	○	13	森岡 勉	○
	7	豊永 喜一	○	14	徳永 正道	△
議事録署名議員	6番 小出 高明 7番 豊永 喜一					
出席した議会書記	事務局長 山本 祐二 事務局書記 丸山 修一					
地方自治法第121 条により説明のた め出席した者の職 氏名 出席 ○ 欠席 ×	職名	氏名	出欠等 の別	職名	氏名	出欠等 の別
	町長	尾鷹 一範	○			
	総務課長	山内 悟	○			
	上下水道 課長	鬼塚 拓夫	○			
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					

## 議事日程（第7号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 議案第23号 令和4年度あさぎり町下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第 3 報告第 7号 専決処分した令和4年度あさぎり町下水道事業会計補正予算（第2号）の報告について
- 日程第 4 議案第24号 あさぎり町長の給料の減額に関する条例の制定について
- 

### 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 議案第23号 令和4年度あさぎり町下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第 3 報告第 7号 専決処分した令和4年度あさぎり町下水道事業会計補正予算（第2号）の報告について
- 日程第 4 議案第24号 あさぎり町長の給料の減額に関する条例の制定について
- 

## 午後1時41分 開 会

●議会事務局長（山本 祐二君） 御起立ください。礼。着席ください。

◎副議長（森岡 勉君） ただいまより、第4回あさぎり町議会を開催されます。本日は、徳永議長から欠席届が出ておりますので、地方自治法第106条の第1項に、私が議長の職務を行います。よろしくお願い申し上げます。

◎副議長（森岡 勉君） ただいまの出席議員は13名です。定数に達していますので、令和4年度あさぎり町議会第4回会議を開会いたします。これから本日の会議を開きます。議事日程の報告。本日の議事日程は、配付のとおりでございます。

### 日程第1 会議録署名議員の指名

◎副議長（森岡 勉君） 日程第1、会議録署名議員の指名について、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本会議の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、6番、小出高明議員。7番、豊永喜一議員を指名します。

### 日程第2 議案第23号

◎副議長（森岡 勉君） 日程第2、議案第23号、令和4年度、あさぎり町下水道事業会計補正予算第2号についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第23号、令和4年度あさぎり町下水道事業会計の補正予算第2号について提案いたします。令和4年度あさぎり町下水道事業会計の補正予算第2号は次に定めるところによる。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか、審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎副議長（森岡 勉君） 鬼塚上下水道課長。

●上下水道課長（鬼塚 拓夫君） はい。それでは、議案第23号について御説明いたします。まず、2ページの第2条より読み上げさせていただきます。第2条、令和4年度あさぎり町下水道事業会計予算、第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。支出第1款、下水道事業費用、補正前の額5億8,418万1,000円。補正額1,653万4,000円。計6億71万5,000円。詳細につきましては、7ページをお願いいたします。補正予算第2号説明書の収益的収入及び支出の支出でございます。2目、消費税及び地方消費税、節1消費税及び地方消費税、令和4年度消費税及び地方消費税確定申告分ですが、令和2年度及び令和3年度の修正申告額に合わせて、当初予算で計上しておりました納付消費税額に不足する税額分を補正するものです。次の5目、過年度損益修正損、節1過年度損益修正損ですが、令和2年度と令和3年度の消費税の確定申告書において、例年、過去の資料をもとに、税額算定を行っておりましたが、過去の資料に入力誤り等が判明したため、修正申告が必要となっております。このため、令和2年度及び令和3年度の修正申告に伴う消費税納付額、また、それぞれの延滞税について、補正を行うものです。4ページをお願いいたします。令和4年度あさぎり町下水道事業キャッシュフロー計算書でございます。下から3行目の資金増加額3,552万5,000円の減。最下段の資金期末残高は6,728万7,000円となる見込みでございます。5ページをお願いいたします。令和4年度あさぎり町下水道事業予定貸借対照表でございます。資産の部、最後の資産合計、1番右側の下から2段目の金額とただいま送りました、6ページ、最下段の負債資本合計はともに、105億9,542万9,586円の見込みでございます。説明につきましては以上となります。

◎副議長（森岡 勉君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎副議長（森岡 勉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎副議長（森岡 勉君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第23号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎副議長（森岡 勉君） 起立多数です。したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

### **日程第3 報告第7号**

◎副議長（森岡 勉君） 日程第3、報告第7号、専決処分した令和4年度あさぎり町下水道事業会計補正予算第2号の報告についてを議題といたします。執行部からの説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 報告第7号、専決処分した令和4年度あさぎり町下水道事業会計補正予算、第2号の報告について、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告いたします。詳細につきましては担当課長より説明申し上げますので、よろしくをお願いいたします。

◎副議長（森岡 勉君） 鬼塚上下水道課長。

●上下水道課長（鬼塚 拓夫君） はい。それでは、報告第7号につきまして、御説明したいと思います。

います。2ページ、専決第5号、専決処分書。令和4年度あさぎり町水道事業会計補正予算第2号について、地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条第5号の規定により、次のとおり専決処分する。4ページをお願いします。それでは、補正予算書4ページの第1条から読み上げさせていただきます。第1条令和4年度あさぎり町水道事業会計の補正予算第2号は次に定めるところによる。第2条令和4年度あさぎり町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。支出第1款、水道事業費用、補正前の額3億6,582万5,000円。補正額2,057万円。計3億8,639万5,000円。詳細につきましては、10ページをお願いいたします。水道事業会計補正予算第2号説明書の収益的収入及び支出の支出となります。1日、原水及び浄水費、節3修繕費、上川北浄水場緩速ろ過池更正となっております。7月20日までの大雨により、川から多量の濁水がろ過池に流入したため、ろ過池の能力が著しく低下しました。復旧を試みましたが改善が見られず、断水の恐れもあったため、専決予算にて修繕費を補正させていただき、いち早くろ過池の更正を行うことで、水道水の確保と運用の改善に努めております。戻りまして6ページをお願いいたします。キャッシュフロー計算書でございます。下から3行目の資金増加額3,766万6,000円。1番下の行、資金期末残高6億471万4,000円となる見込みでございます。7ページをお願いします。このページから9ページにかけては、令和4年度あさぎり町水道事業予定貸借対照表でございます。このページ、資産の部、最下段の資産合計と9ページ、最下段の負債資本合計はともに51億8,589万1,154円の見込みでございます。報告につきましては以上です。

◎副議長（森岡 勉君） 報告が終わりました。質疑ありませんか。ありませんか。  
（「なし」の声あり）

◎副議長（森岡 勉君） 質疑なしと認めます。これで報告第7号を終わります。

#### **日程第4 議案第24号**

◎副議長（森岡 勉君） 日程第4、議案第24号、あさぎり町長の給与の減額に関する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第24号、あさぎり町長の給料の減額に関する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。あさぎり町水道事業における不適切な事務処理に対する町長の責任として、町長の給料を減額するため本条例を制定する必要があります。よって、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか、審議の上、可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

◎副議長（森岡 勉君） 山内総務課長。

●総務課長（山内 悟君） はい、2ページをお願いいたします。あさぎり町長の給料の減額に関する条例、令和4年9月1日から同年9月30日までの間の町長の給料月額は、あさぎり町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例、第3条第1号の規定にかかわらず、同号に規定する額から、当該額に100分の10を得た額を減じた額とする附則でございます。施行期日、この条例は、公布の日から施行する。この条例の失効、この条例は、令和4年9月30日限り、その効力を失う。以上で説明を終わります。

◎副議長（森岡 勉君） 提案の理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑

ありませんか。山口議員。

○議員（8番 山口 和幸君） はい。8番、山口でございます。実は熊日新聞、8月26日付の県との問い合わせという、こういう記事が出ました。ちょっと御紹介をしたいと思いますんですが、市長は、効率的な業務に向け、職員に自ら考え、見直し行動することを促してきた。しかしどうしてもミスが出ることも、やっばないとは言えないんですね。そこで、どうやってミスを防ぐのか。大西市長は、新人から管理職まで隔たりなく意識改革を求め、全員に徹底して、注意喚起するしかないと言っておられるそうです。しかし、自らを律する姿勢が足りないという見方もあるということである。これも前幸山市長と今の大西市長費を比較することを書いてございますが、こういったことがあったときに、公務員倫理や行政改革に詳しい県立大の教授のお話で進めてあるんでありますが、自治体のトップに求められるものを強調する。職員を、萎縮させず、この人のためならばと思わせる包容力、そして、最後は自らが責任をとるという覚悟。リーダーの思いが、組織の隅々まで伝わらなければ幾ら研修や防止策を重ねても、課題の克服にはつながらないという結びをしてございますが、今回、私は町長が、自分を律するために、こういう減額の条例を出されました。本当に敬意を表したいと思う。やはり、リーダーが、範を示すということが、職員の皆さんにも通じていくものと信じておりますので、今回の町長の英断に敬意を表したいと思います。そちらのほうから何かあればお答えをいただければ助かります。

◎副議長（森岡 勉君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい、今、山口議員のほうからですね、過去の事例を引き合いにとりながら、いろいろと感想を聞かせていただきました。確かにこれは過去に発生したことでありますが、この時点で、これが判明したということですので、そのときのリーダーが責任者が責任をとるのは、私は当然であると思っております。また日頃よりですね、職員の皆さんたちには、やはり仕事に関する取組の姿勢というものは、理解をいただいていると思っておりますが、またこれを機会にですね、私も含めて、私を先頭に、職員一同、身を引締めて業務に当たっていきたいと思います。ありがとうございます。

◎副議長（森岡 勉君） ほかにございません、質疑ございませんか。11番、小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） ただいまの町長の減俸、減給に対します条例は可決したわけですけど、これに伴いまして当時の関係、担当された職員さんですね。に対する懲戒の処分といえますか、そういうことについてはお考えはあるのかないかを伺いたいと思います。

◎副議長（森岡 勉君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい、私もこういう事例を初めてですので、過去の事例をですね、総務課長のほうで調べてもらって、対応したいと考えておりますが、あまり厳しいそういう処分とかですね、そういうことはしようとは考えておりません。また、今現在、在職中であるかどうかも分かりませんので、そういうことも含めて、在職中の職員であれば、今後の活躍に期待したいと思っております。

◎副議長（森岡 勉君） ほかに質疑ありませんか。12番、溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男君） 今回も含めてですが、今回、一般質問等で私は、出してありますんで、そちらで聞くとしても、今回の提案されている条例の根拠について、どこからこういう

条例の中身になったのかということをお尋ねしたいのと、あわせて懲戒処分の規定というのがあると思いますが、それを提出いただけますか。今日無理ですかね。

◎副議長（森岡 勉君） 山内総務課長。

●総務課長（山内 悟君） はい、この条例の根拠というところでございますが、これにつきましては過去にもですね、こういう事例もございまして、そこと地方自治法第96条第1項第1号の規定からということで、提案をしたものでございます。それから、今、言われました処分の規定につきましては今日はですね、持ってきておりませんので、また、改めてお示しさせていただきたいというふうに思います。

◎副議長（森岡 勉君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい。こういうことに対しても私もまだ経験ありませんし不勉強な点もありますが、ただ民間人であったときから、いろいろ新聞等でですね、こういうことに対する、自分の反省をあらわすための処分として給料の減額ということがなされているということは知っておりましたので、それでそのときに出た10分の1という、金額と1か月ということを、全員協議会のほうに提案させていただいたというのが経緯でございます。

◎副議長（森岡 勉君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎副議長（森岡 勉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎副議長（森岡 勉君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第24号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎副議長（森岡 勉君） 起立多数です。したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

◎副議長（森岡 勉君） お諮りします。本日の会議で議決の結果生じた条項、字句、数字等、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎副議長（森岡 勉君） 異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することに決定しました。これ、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。令和4年度あさぎり町議会第4回会議を閉会します。

●議会事務局長（山本 祐二君） 御起立ください。礼。

午後2時04分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 4 年 10 月 27 日

副議長 森岡 勉

署名議員 小出 高明

署名議員 豊永 喜一